

組合員組織運営規約

(総 則)

第1条 組合員組織の運営については、定款の定めによるもののほか、この規約の定めるところによる。

(組織運営)

第2条 組織運営は、組合員数の多いまたは組合員組織率の高い市、または町を中心として、周辺町村を包含した住民の居住区を1つの「地域」として運営する。

(地 域)

第3条 前条の地域は、概ね次の3つの地域に区分する。

- 1) 会津若松市および会津美里町の一部（旧会津高田町・旧会津本郷町）・下郷町・南会津町・桧枝岐村・磐梯町・猪苗代町・北塩原村の一部（裏磐梯地区）
- 2) 喜多方市（高郷町を除く）および北塩原村の一部（北山小学校区）
磐梯町の一部（磐梯第二小学校区）
- 3) 会津坂下町および湯川村・柳津町・三島町・金山町・只見町・昭和村・西会津町・会津美里町の一部（旧新鶴村）・喜多方市高郷町

(地域委員)

第4条 生協の地域運営のため、次のエリアサポーターと監査委員（以下、総称する場合は「地域委員」という）をおく。

- 1) エリアサポーター 2人以上 8人以内（ただし、地域理事を含まない）
- 2) 監査委員 2人以上 3人以内

(地域委員の承認)

第5条 地域委員は、地域委員選出規則の定めるところにより、理事会においてその地域組合員のうちから承認する。

(地域委員の補充)

第6条 第4条に定める地域委員の定数を欠いたときは、地域委員選出規則の定めるところにより、2ヵ月以内に補充しなければならない。

(地域委員の任期)

第7条 地域委員の任期は、就任後2回目の総代会終結のときに満了する。

- 2 補欠地域委員の任期は、前項の規定に係わらず、前任者の残任期間とする。

(地域委員の報酬)

第8条 地域委員の報酬は無報酬とし、活動費用等の弁済については、別に定める。

(エリア会)

第9条 エリア会は、地域理事と地域委員をもって組織する

- 2 エリア会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(監査委員による監査)

第 10 条 監査委員は、毎事業年度 2 回以上、所属するエリア会の財産および会計の状況を監査しなければならない。

2 前項の監査に関し必要な事項は、別に定める。

(地域別総代懇談会)

第 11 条 生協の地域運営、年度方針評議のため、地域毎に地域別総代懇談会を設ける。

(地域別総代懇談会の招集)

第 12 条 エリア会は、毎年総代会の前に地域別総代懇談会を招集しなければならない。

2 エリア会は、理事会からの要請、エリア会の決定があった場合に臨時地域別総代懇談会を招集する。

(招集手続きおよび運営等)

第 13 条 地域別総代懇談会の招集手続きは、総代会に関する定款の規定を準用する。

2 地域別総代懇談会の運営等は、総会および総代会運営規約を準用する。

(地域別総代懇談会の評議事項)

第 14 条 地域別総代懇談会は、次の事項を評議する。

- 1) 地域における組織運営および業務に関する事項
- 2) 総会および総代会の議案に関する事項
- 3) 理事会より提起された事項
- 4) その他、エリア会が特に必要と認めた事項

(地域別総代懇談会の議事録)

第 15 条 地域別総代懇談会の議事録は、総代会の議事録に準じて作成し、その写しを理事会に送付するものとする。

(規約の改廃)

第 16 条 この規約の改廃は、総代会において行う。

(附 則) この規約は、1992年 5月16日より実施します。

1994年 5月14日一部改訂。

1996年 5月18日一部改訂。

1998年 5月15日改訂

2001年 6月 8日改訂

2010年 6月 4日改訂

2017年11月24日改訂